

【 協 議 事 項 】

- 1 最重点施策の取り組みについて 1 頁
- 2 救急医療情報キット配布事業について 8 頁
- 3 次期高齢者保健福祉計画策定に向けたスケジュール
について 10 頁

1 最重点施策の取り組みについて

(1) 住民参加型の介護予防施策の推進（シルバーリハビリ体操事業）

① 事業概要

茨城県立健康プラザが実施する養成講座に人材を派遣し、体操のインストラクターとしての役割を担う指導士を養成するとともに、市独自に地域の指導士としての役割を担う市民ボランティアを養成する。

また、茨城県の「シルバーリハビリ体操」及び福島県の「介護予防プログラム」を参考に、本市としての基本的な体操プログラムを作成し、介護予防体操講座等を通じて住民主体による介護予防活動の展開を図る。

② 平成 22 年度の取り組み状況

ア 事業の普及・啓発

(ア) パンフレットの作成

市民啓発用のパンフレット、「椅子に腰掛けて始める体操」と「床に座って始める体操」を作成し体操教室等で活用している。

(イ) 事業の説明会

地区保健福祉センター保健係長を一堂に会する会議を開催し、本事業の説明を行ったほか、出前講座や健康教育での体操普及を図った。

(ウ) 講演会等での事業の紹介

11月27日（土）、福島県地域リハビリテーション広域支援センター（かしま病院）と共催で地域リハビリテーション研究大会を実施し、県内の自治体及び事業所等の発表において、本市の介護予防事業の取り組みについて発表した。また、シルバーリハビリ体操の考案者である大田仁史氏の講演があり、市インストラクター2名もデモンストレーションを実施した。参加者約300人。

イ モデル事業の実施

(ア) 体操教室の実施

開催期間 及び回数	平成 22 年 6/14(月)～8/30(月) 全 12 回コース	平成 23 年 1/11(火)～2/14(月) 全 6 回コース	平成 23 年 2/21(月)～3/28(月) ※全 6 回コース
参加人数	20 名	20 名	20 名

※全6回コースで開始したが、3/14以降の3回を中止し、3回の実施となった。

(イ) 体操指導士派遣事業の実施

市インストラクターを「いきいきデイクラブ事業」等の既存事業や老人クラブ・町内会等の団体へ派遣し、体操指導を行うことで、市民へのPRを兼ねた試行的な活動を実施している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	9	9	12	10	10	7	5	13	9	14	19	6	123
参加人数（延べ）	161	141	189	231	207	119	67	149	140	201	380	86	2,071

ウ 体操指導士の養成

11月15日（月）から12月6日（月）までの10日間、市の事業等において、高齢者等に体操を指導する「市民ボランティア」養成講座を開催し、6名のボランティアを養成した。

養成した市民ボランティアは、平成22年度中は、市インストラクターと共に体操教室等での体操指導を行うなど事業を補助することで、体操技術のレベルアップに努めた。

③ 今後の取り組み

ア 愛称募集（市政施行45周年記念事業）

平成24年度以降に本格実施となる本事業の普及のため、より多くの市民に体操を知ってもらい、また、親しみを持ってもらうことを目的として、市政施行45周年記念事業として広く市民に体操の愛称を募集する予定である。

イ 地域ボランティアの養成

平成23年度は、地域内で体操を指導する「地域ボランティア」を、45名養成する予定であり、本格実施となる平成24年度以降、平成30年度まで計画的に1,300名程度を目標に地域ボランティアを順次養成していく。

ウ 事業の周知及びモデル的な活動の実施

(ア) 事業の周知

チラシの配布や講演会の開催、市ホームページの作成による事業PRを実施し、市民に対し本事業の周知を図る。

(イ) モデル事業の継続実施

- ・養成した体操指導士による「いきいきデイクラブ」等の既存事業でのモデル事業を継続して実施していく。
- ・市民・団体から要請を受けての講師派遣によるモデル事業を引き続き実施していく。

エ 福島県地域リハビリテーション広域支援センターとの連携

当該センターと連携しながら、事業のPR、指導士のスキルアップに向けた研修等を行っていく。

オ 映像教材等の作成

地域ボランティア向けの教材として、現在使用しているマニュアルやパンフレットのほかに、DVD等の映像教材を作成する。

(2) 地域包括支援センターの機能の充実

① 事業概要

- ア 各地域の高齢者相談窓口として、医療・保健・福祉の関係機関及び地域のボランティア団体との連携を密にしながら、支援を要する高齢者が適切なサービスを受けられるよう情報提供を行う。
- イ 市と連携し、特定高齢者の把握に努めるとともに、適切な介護予防ケアプランの作成及びサービスへの誘導を図り、実効性のある介護予防を推進する。
- ウ 民間のケアマネジャーが、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現できるよう支援する。

② 平成 22 年度の取り組み状況

別紙・報告事項資料を参照

③ 今後の取り組み

- ・ 各地域包括支援センター間で対応に差が生じることのないよう、引き続き各センター管理者による情報交換や課題等に関する協議を行い、作成した業務マニュアルを活用することにより業務の平準化を図る。
- ・ 市や県などが主催する各種研修への参加や法人主催研修の実施等により、センターごとの業務の強化・平準化及び、さらなる専門性の向上を図る。

(3) 地域見守りネットワークの構築（あんしん見守りネットワーク活動事業）

① 事業概要

地域住民が高齢者に対する声かけ活動を通じて安否確認を行い、支援を要する高齢者については、地域包括支援センターに情報提供をするなど、地域における見守りネットワークを構築する。

また、将来的には、声かけ活動のみに留まらず、ゴミ出し等の支援など、日常生活の支えあい活動についても検討していく。

② 平成 22 年度の取り組み状況

ア モデル事業の取り組み状況

(ア) 平下平窪地区

平成 21 年 9 月 9 日（水）に結団式を行い、26 名の見守り協力員で活動を開始。その後、意見交換会を実施し、地域住民との情報共有を図った。

- ・ 9 月 27 日（月）意見交換会実施。グループ編成し、訪問活動することとなる。
- ・ 11 月 14 日（日）地区芋煮会に包括職員 2 名と隊長等が参加し、事業 PR を行った。（活動紹介パネルの展示など）

(イ) 内郷宮一区

平成21年9月17日(木)に結団式を行い、35名の見守り協力員で活動を開始。その後、意見交換会を実施し、地域住民との情報共有を図った。

・9月15日(水)隊長、包括職員とで訪問活動を実施した。

(火災警報器設置確認)

・10月26日(火)意見交換会を実施した。併せて、防災についての研修を行った。

(ウ) 四倉新町地区

・四倉地区において、6月30日(水)第1回見守り隊準備会を開催し、地区代表より合意形成が得られた。

・10月6日(水)第2回準備会を開催し、規約・活動計画書を作成した。

・平成23年1月26日(水)に結団式を行い、24名の見守り協力員(区長、民生委員、婦人会、健康推進員等)で活動を開始した。

イ モデル地区の選定状況

地区別	日時	内容
平地区	7月16日(金)	平中平窪地区において、区長・民生委員へ事業説明。
	10月24日(日)	平中平窪地区隣組班長会議において事業説明。
	平成23年2月25日(金)	中央台飯野一丁目地区において、区役員、地域住民及びボランティア団体へ事業説明。
小名浜地区	11月25日(木)	泉ヶ丘地域ケア会議において事業説明。
勿来・田人地区	5月26日(水)	包括職員とモデル地区選定について協議
常磐・遠野地区	5月27日(木)	包括職員とモデル地区選定について協議
	12月12日(日)	釜ノ前団地臨時総会において事業説明。
	平成23年1月22日(土)	釜ノ前地域ケア会議において、具体的な活動等について検討。
内郷・好間・三和地区	8月17日(火)	好間地区民生委員連絡協議会において事業説明。
	9月28日(火)	内郷地区民生委員連絡協議会において事業説明。
四倉・久之浜大久地区	6月3日(木)	包括職員とモデル地区選定について協議
全地区	5月19日(水)	包括センター管理者会議で選定方法等の説明。

ウ 事業PR

(ア) 地域づくり研修会 (NPO 法人地域福祉ネットワークいわき主催)

日時 平成 22 年 11 月 6 日 (土) 9 時 30 分から 12 時 30 分まで

内容 高齢者の見守りネットワーク構築についての研修

市あんしん見守りネットワーク活動事業について説明 (PR) し、内郷宮一区、平下平窪地区及び勿来地区の活動状況について報告した。

これから見守り活動を展開する予定及び現在活動中の地区の地域住民等によるグループワークを実施した。

(イ) 市公式ホームページにおける事業の紹介を行っている。

③ 今後の取り組み

ア モデル地区における課題等の把握

地域での見守り活動や、見守りネットワーク構築についての課題を把握し、事業の検証を行うため、見守り隊、地域包括支援センター及び行政による意見交換を行い、事業を円滑に推進するためのノウハウの蓄積に努めており、本格実施に向け、課題の解決に取り組んでいく。

イ 今後の事業展開

平成 22 年度は、四倉地区でモデル事業を開始し、平成 23 年度までに市内 7 箇所程度でモデル事業を実施し、平成 24 年度以降の本格的な実施を目指して取り組んでいく。

(4) 認知症高齢者対策の推進

① 事業概要

ア 認知症予防に関する普及・啓発、認知症早期発見体制の構築、認知症高齢者に対するより充実したケア体制の確立などの一連の施策を実施する。

イ 地域における認知症の理解者・応援者の養成を目的に実施している「認知症サポーター養成事業」の拡充を図る。

ウ 福島県の認知症予防事業である「認知症予防プログラム」実施の支援者として養成されてきた「認知症予防ファシリテーター」を、市独自に養成し、住民参加型の事業として推進する。

エ 適切なケアプランと治療機関との連携を促進する。

オ 徘徊高齢者家族支援サービス事業など徘徊高齢者早期発見体制の充実に努め、認知症高齢者の総合的支援システムについて検討する。

② 平成 22 年度の取り組み状況

ア 認知症予防の普及・啓発

(ア) 講演会の実施

8 月 23 日 (月) 市総合保健福祉センターを会場に、舞子浜病院 名誉院長 田子久夫氏を講師に認知症予防講演会を実施した。

聴講者 180 人。

(イ) 健康教育の実施

各地区保健福祉センターにおける認知症関連健康教育の実施

34回 681人（平成23年3月末現在）

(ロ) 認知症サポーター養成講座の実施

受講者数 852人（平成23年3月末現在）

平成18年度からの累計は4,722人となった。

(エ) ケアマネジメント実践講座での啓発

平成23年度より新たに介護支援専門員として実務を行う方を対象にしたケアマネジメント実践講座の中で、認知症高齢者についての講座を設け、事業者との連携を図ると共に認知症予防等に関する普及・啓発を行った。

イ 早期発見体制の構築及び治療機関との連携促進

各地区保健福祉センター及び各地域包括支援センターに認知症に関する相談先一覧（専門の医療機関等）を情報提供するなどして、早期に適切な対応が図れるように努めている。

ウ 支援システムの充実

- ・ 閉じこもり・認知症・うつの予防や支援のため、地区保健福祉センターの保健師による訪問指導を実施している。
- ・ 徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業及び徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施し、早期発見体制の確立を図っている。

③ 今後の取り組み

ア 認知症サポーターの養成については、国は平成26年度までに400万人を養成する目標を掲げており、市も引き続き認知症サポーターの更なる拡大を図るとともに、養成後の活用について検討していく。

イ 関係職員（地域包括支援センター・地区保健福祉センター・保健所保健師）のスキルアップ研修を実施するなどして、さらに相談・支援体制の充実に努める。

ウ 虚弱高齢者、要介護・要支援認定者に対し、適切なケアプランを作成し、関係医療機関や介護保険施設等の連携を支援していく。

エ 徘徊高齢者の早期発見のため、引き続き徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業及び徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施していく。

(5) 高齢者権利擁護対策の推進

① 事業概要

- ア 認知症高齢者の増加等により「成年後見制度」が重要な役割を担うことから、同制度に関するパンフレットを配布するほか、権利擁護に関する講演会の開催などにより、制度の周知・啓発を図る。
- イ 成年後見制度の円滑な実施に向け、関係機関・団体の相互の情報交換や、相談・手続き等の支援を行うための連携の仕組みづくりを進め、制度の利用促進を図る。
- ウ 法律・医療・福祉等の各分野における関係機関が相互に連携を図ることにより、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的として「成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を運営する。

② 平成 22 年度の取り組み状況

ア 成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会の開催

平成 22 年 8 月 4 日（水）成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会を開催し、平成 21 年度の相談・市長申立制度等の利用状況や普及啓発に向けた取り組みについて説明したほか、次の 4 つの柱について協議を行った。

- ・ 成年後見制度の普及・啓発について
- ・ ネットワークの構築について
- ・ 相談・支援機能を担う専門組織設置の検討について
- ・ 「市民後見人」及び「(仮称) 市民後見サポーター」養成の検討について

イ 出前講座の実施

市職員が地域の集会所等へ講師として出向く市役所出前講座で、高齢者虐待と成年後見制度をテーマとする「高齢者の暮らしを守る」を 5 回（平成 23 年 3 月末現在）実施した。

ウ 講演会の開催

平成 23 年 1 月 19 日（水）市総合保健福祉センターを会場に、(社)成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀 裕氏を講師に成年後見制度講演会を実施した。聴講者 180 人。

③ 今後の取り組み

- ア 民生委員協議会や老人会等の会議でのパンフレット配布、市役所出前講座や講演会の開催等で引き続き高齢者権利擁護に関する周知・啓発を行う。
- イ 成年後見制度の一層の利用促進を図るためには、利用のための適切な支援や、制度に関わる各機関の専門能力を効率的に発揮する必要があることから、「市民後見人」及び「(仮称) 市民後見サポーター」養成や専門機関の設置について成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会で検討する。

2 救急医療情報キット配布事業について

(1) 事業概要

① 事業目的

かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、急病などの緊急時に、適切かつ迅速な救急救命処置が行なえるようにすることで、市民の安全・安心の確保を図る。

② 配布対象者

市内に住所を有する以下の方のうち、災害時要援護者に登録されている方

ア 65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

○ 介護保険法における要介護3・4・5認定者

○ 一人暮らし高齢者

(家族の就労等により日中一人暮らしとなる方も含む)

○ 高齢者のみの世帯

イ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

ウ 重度の難病患者（特定疾患医療受給者）

エ その他支援が必要と判断される方

③ 配布物

「救急医療情報キット」 … 以下のものを一式として配布

ア 専用容器

イ 救急情報シート（A4大用紙）

ウ 玄関および冷蔵庫貼付用ステッカー（2枚）

④ 使用方法

専用の円筒形の容器に、かかりつけ医や持病、服薬の状況などの医療情報を記載したシートや、健康保険証・診察券の写し、本人の写真などを入れ、家庭にある冷蔵庫に保管しておく。

また、キットを備え付けていることを表示するために、玄関ドアの内側と冷蔵庫の扉に専用のステッカーを貼り付ける。

(2) 今後の取り組み

① 救急医療情報キットの配布に向け、民生児童委員協議会等の関係機関と協議を行う。

② 市ホームページや広報誌により本事業の周知・啓発を図る。

③ 災害時要援護者に登録されている方（本年1月末現在で約3,000）に対し、各地域の民生児童委員を通じて、各世帯へ配布し、支援体制の確立を図る。



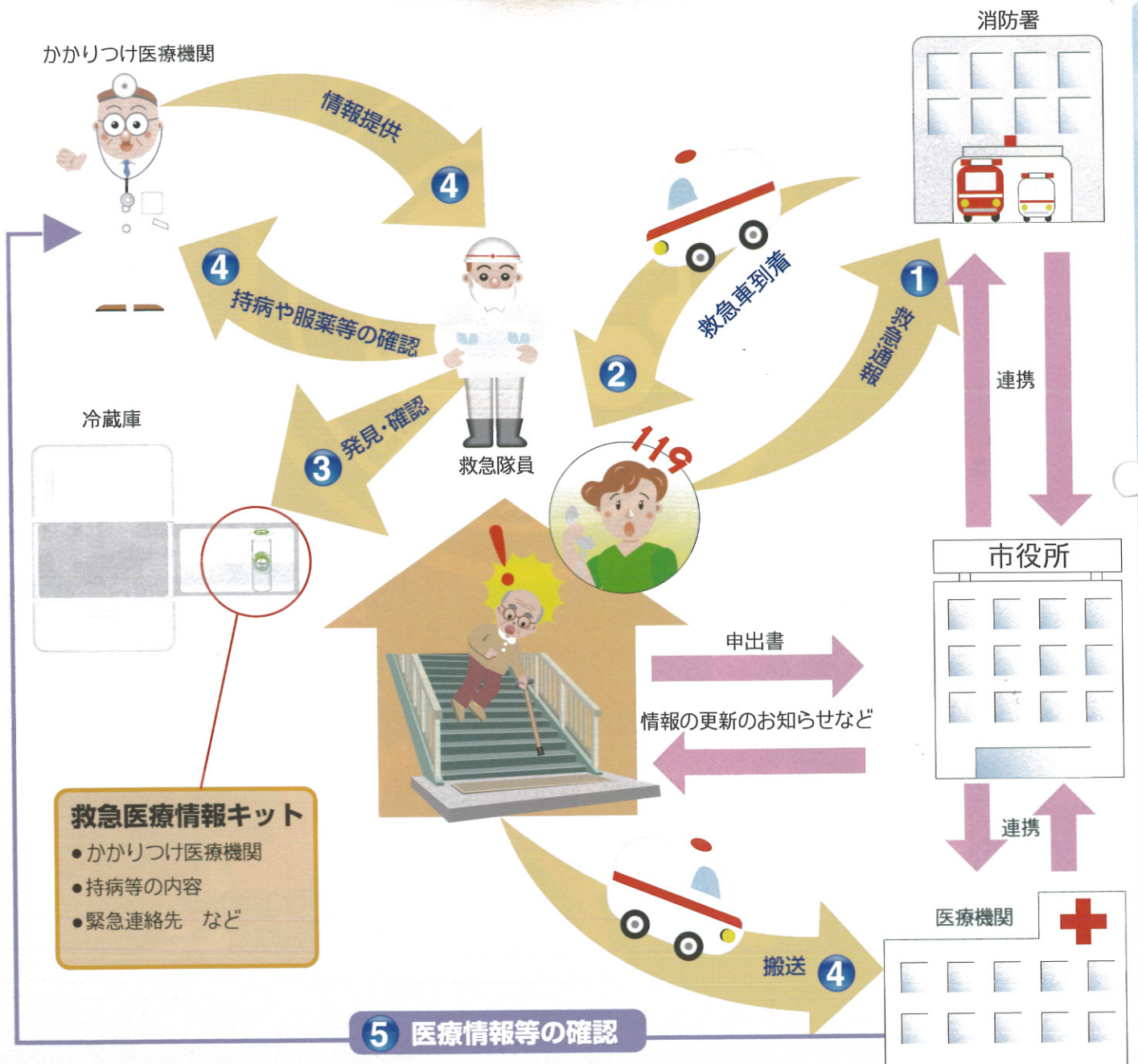
《救急医療情報キット》とは…

一人暮らし高齢者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報や、「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで万一の救急時に備えるものです。また、救急時には下記のような仕組みにより迅速な救命活動を行うシステムです。



救急情報の活用イメージ図

＜救急情報の活用支援事業＞



3 次期高齢者保健福祉計画策定に向けたスケジュールについて

(1) 次期高齢者保健福祉計画策定に関する主な作業について

平成 23 年度においては、次期高齢者保健福祉計画策定に向け、次の工程に沿った作業を進めていくこととしたい。

① 最重点施策の評価

現行計画の計画期間内において、特に重点的に対応すべき施策として設定した5つの「最重点施策」について、これまでの施策の展開状況を踏まえた評価を行い、今後どのような取り組みを行っていくか等、次期計画への位置付けについて検討を行う。

【最重点施策】

- 1 住民参加型の介護予防施策の推進
- 2 地域包括支援センターの機能の充実
- 3 地域見守りネットワークの構築
- 4 認知症高齢者対策の推進
- 5 高齢者権利擁護対策の推進

② 新たな施策の導入に向けた検討

現行計画で掲げた上記「最重点施策」以外の重点課題についても同様に評価を行うと共に、これまで本協議会から受けた意見等を踏まえ、その他の課題について整理し、必要に応じて新たな施策の導入に向けた検討を行う。

③ 市民意見募集（パブリックコメント）実施に向けた「中間報告」の取りまとめ

計画の策定に際しては、介護保険法第 117 条第 6 項に「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このことから、計画策定過程においても広く市民の方の意見を反映させるため、本年秋頃を目処に運営協議会における重点課題の検討結果等を「中間報告」として取りまとめ、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施することとしたい。

④ 計画書素案作成

重点課題の検討、パブリックコメント等の結果を踏まえた計画書の素案を作成し、平成 23 年度末に市長に提言書（計画案）を提出するものである。

(参考)

☆現計画の構成

第1章	計画策定の趣旨
第2章	計画の策定経緯
第3章	高齢者を取り巻く状況
	<ul style="list-style-type: none">・我が国の高齢者をめぐる状況・本市高齢者の状況
第4章	本市高齢者施策の状況
第5章	本市高齢者の将来像
	<ul style="list-style-type: none">・高齢者数（第1号被保険者数）の推計・市民が描く将来の生活・高齢期の姿
第6章	今後本市が重点的に取り組むべき課題
	<ul style="list-style-type: none">・重点的に取り組む課題・今後本市が取り組むべき主要課題
第7章	基本構想
第8章	施策の展開
第9章	要介護認定者数と各サービスの見込み量
	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定者数の見込み・介護保険法定サービスの需要見込み
第10章	介護保険事業にかかる給付費等の見込み
第11章	計画の推進

(2) 次期高齢者保健福祉計画策定に向けたスケジュール（案）について

	開催日	協議事項(案)
第1回	5月25日	◎地域密着型サービス部会(1回目)
		◎介護保険運営協議会 ・平成23年度 介護保険運営協議会の進め方について ・平成23年度のスケジュールについて
第2回	7月20日	◎地域密着型サービス部会(2回目)
		◎介護保険運営協議会 ・高齢者等意識調査について
第3回	8月24日	
		◎介護保険運営協議会 ・最重点施策等の評価について ・新たな施策の導入に向けた検討について
第4回	9月21日	
		◎介護保険運営協議会 ・最重点施策等の評価について ・新たな施策の導入に向けた検討について ・「中間報告」の取りまとめについて
第5回	11月16日	◎地域密着型サービス部会(3回目)
		◎介護保険運営協議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・パブリックコメントの結果を踏まえた、個別案件の協議
第6回	12月21日	
		◎介護保険運営協議会 ・計画書素案検討
第7回	1月25日	
		◎介護保険運営協議会 ・計画書素案検討
第8回	2月8日	◎地域密着型サービス部会(4回目)
		◎介護保険運営協議会 ・計画書素案検討
市長へ提言	2月中旬	介護保険運営協議会を代表し、会長及び副会長が市長へ提言書(計画案)を提出